移動等円滑化取組報告書(軌道車両)

(令和5年度)

住 所 千葉市稲毛区萩台町199番地1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社 代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌 道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全32車両	・0形車両 18車両については適合済み	0形車両2車両納入 (第29編成)

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める 基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内放送装置 による情報提 供	運行に関する情報を聞き取りやすい音量や速さで提供でき るよう教育する	実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助 旅客における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降介助	・無人駅おける対応として、運転士は、車イス利用旅客へ の乗降介助を実施する(2019年度以降継続)	列車に搭載の乗降板 を使用し、全運転士 が乗降介助に対応し た

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇 に関する民間 資格の取得の 促進	・サービス介助士の資格取得及び資格更新にかかる費用を 会社負担とし資格取得の促進を図る。全運転士が資格取得 することを目標とする。	運転士の新規資格取 得者8名。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ステッカーの 貼付	・全車両にヘルプマークを貼付し普及啓発に努める。	継続的に実施した。 併せてヘルプマーク の趣旨を紹介するポ スターを掲出した。

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講すべき措直の美施状況
(3)	報告書の公表方法
(0)	TR 口目 **
	ルームペーンで公衣する (https://chiba-monorall.co.jp/index.pnp/company-
	ホームページで公表する (https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company- info/idoenkatsu_torikumi/)
(4)	その他

事業者名 干菜都市モノレール株

(令和6年3月31日現在)

第32条第8項以 外、公共交通移動 等円滑化基準省 台に適合するもの 成数

編成

0 編成

編成 (面)

編成(編成) 編成(編成) 編成(編成) 編成(編成)

編成(両)編成(両)

編成 (面)

編成(面)編成(面)

編成(南)編成(南)

編成

編成 (面)

編成 0 (面)

(会和6年3日31日現在)

軌道車面の移動等円滑化の達成状況

動道の理額

(合計)

懸垂式軌道

公共交通移動等 円滑化基準省令

に 適合した編成数 (両)

0 編成

0 編成

0 編成

0 編成

16 編成

羅成

編成

16 編成

事業の用に供し ている編成数 (両)

成32 (面

成 9

9 編成

9 編成

編成

編成

編成

編成

編成

編成

9 編成

編成(両)

編成 (面)

編成 (面)

編成 (面)

編成 (面)

編成 0 (面)

(令和6年3月31日現在)

(令和6年3月31日現在) 9 編成 編成 編成 (面) 編成 編成 編成(面)編成(面) 編成 編成 編成 編成 編成 編成 編成(南)編成(南) 編成 編成 編成 編成 編成 編成 編成(画)編成(画) 編成(画成(画) 編成 編成 編成 編成 編成 編成 編成 編成 (面) 編成(面) 編成 編成 編成(面)編成(面) 編成(面)編成(面) 編成 編成 編成

編成(南)

編成(面)

編成(面)

編成(画)

編成(面)

編成 8 (面)

編成

編成

編成

編成

編成

編成

0 編成

編成

編成

編成

編成

編成

編成

16 編成

0	6年3月31日現在)		(令	和6年3月31日現在)
数いいたこう)	案内装置のある 編成数 (令和2年4月施 行前の基準へ の適合状況)	乗降口の戸の開閉する 例を音声により知らせる 設備のある編成数	うち、自動的に知ら せるための設備の ある編成数(連続)	うち、自動的に知ら せるための設備の ある編成数(予告)
	9 編成	9 編成	0 編成	9 編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	編成	編成	編成	編成
	9 編成	9 編成	0 編成	9 編成

					千葉都市モノレール
令和6年3月31日現在)				(令	和8年3月31日見込
軌道車両において、1 車両に1以上の車椅子 スペースを設置してい る編成数(両)	改正前の公共交通 移動等円滑化基準 省令に適合した編成 数 (両)(令和2年4月施 行の基準への適合 状況)	改正後の公共交通 移動等円滑化基準 省令に適合した編成 数 (両)(令和5年4月施 行の基準への適合 状況)	車椅子スペースの数 が改正前の公共交 通移動等円滑化基 準省令の規定を満た している編成数の基 準への適合状況)	車椅子スペースの数 が改正後の公共交 通移動等円滑を満た と省令の規定を満た しているの規定を満た しているの規定を でした。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	案内装置のある編 数 (両)
16 編成 32 (南)	11 編成 22 (面)	0 編成 0(面)	16 編成	0 編成	11 # 22 (
編成(面)	編成 (面)	編成(南)	編成	編成	8
編成 (南)	編成 (面)	編成 (面)	編成	編成	
編成(面)	編成 (面)	編成 (面)	編成	編成	1
編成(面)	編成 (南)	編成 (面)	編成	編成	
編成(面)	編成(面)	編成 (面)	編成	編成	1
編成	編成(面)	編成	編成	編成	-
編成(面)	編成(面)	編成(南)	編成	編成	
編成	編成	編成(面)	編成	編成	
編成	編成	編成	經成	經成	- 1
(面) 編成	(面) 編成	(面) 編成	組成	組成	1
(南)	(面) 編成	(面) 編成	編成	組成	1
(両)	(両) 編成	(両) 細成	細成	細成	
(両) 編成	(南) 編成	(両) 編成	van/A	44074	
(両)	(両)	(両)	編成	編成	
(繭)	(両)	(両)	編成	編成	1
編成(面)	編成 (面)	編成 (面)	編成	編成	
16 編成 32 (面)	11 編成 22 (面)	0 編成	16 編成	0 編成	11 22

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する	5事項
(1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	\circ
(2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	